



申請期限延長などのお知らせ

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金

問い合わせ 援護課 ☎229-3541 FAX229-2550

同支援金の支給について、令和3年11月末までの申請期間が令和4年3月末まで延長になるとともに、当初の支給(最大3カ月)に加え、最大3カ月の再支給が可能になりました。

また、支給要件として、令和3年12月までは、県社会福祉協議会実施の総合支援資金(再貸付)を借り終えたか不決定となっていることが必要でしたが、令和4年1月以降は、緊急小口資金と総合支援資金(初回)の特例貸付をどちらも借り終えた世帯も一定の条件を満たせば支給対象となるよう要件が緩和さ

れました。

同支援金の支給対象と見込まれる人には順次案内を送付しています。

支給期間 3カ月間

支給額(1カ月当たり) 単身世帯…6万円、2人世帯…8万円、3人以上世帯…10万円

申し込み 援護課相談・支援担当へ

※支給要件など詳しくはお問い合わせいただくか、津市ホームページをご覧ください。



保護者の皆さんへ

小中学校・義務教育学校への入学手続き

問い合わせ 教委学校教育課 ☎229-3245 FAX229-3257 教委各教育事務所

入学通知書を発送します

4月に市立小中学校・義務教育学校へ入学する児童・生徒の保護者の皆さんに、1月20日(木)付で入学通知書を発送します。次のような場合は教委学校教育課または各教育事務所にご連絡ください。



- 入学通知書が届かない
- 入学通知書の記載事項に誤りがある
- 就学指定校の変更許可を受けたい
- 入学通知書を受け取った後、転居などで入学校が変更になる

なお、入学通知書を受け取った人で、国・私立の小中学校に入学する場合は、入学通知書に合格通知書の写しを添付して、就学届とともに同課または各教育事務所に届け出てください。

就学指定校の変更制度

市立小中学校・義務教育学校に入学する場合、居住する住所により就学する学校(指定校)が決まっています。しかし、事情により指定校の変更を希望するときは、右表の「指定校変更を申し立てできる事由」に該当する場合に許可します。許可には申し立てできる事由に加え、通学経路の安全を確保することが必要です。

申し立てできる事由に応じて提出が必要な書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

就学指定校変更のための許可基準

指定校変更を申し立てできる事由	許可期間
転居後も、これまで就学していた学校への就学を希望するとき	学年末まで
転居予定で、事前に転居予定先の学校への就学を希望するとき	原則として転居予定日前6カ月以内
住居の建て替えなどのために、一時的な居所から就学するとき	原則として住所地を離れる日から6カ月以内
保護者が就労などにより、昼間、児童を保護することができないため、預かり先の祖父母などの住所地の小中学校または義務教育学校への就学を希望するとき	卒業まで。もしくは事由が変更または消滅になった学年末まで
教育委員会が指定校の変更を認めている区域内に住所地があるとき	卒業まで
身体的な事由、不登校の解消など教育上の事由、または特別な事由があるとき	事由が消滅するまで。または教育委員会が認める期間
住所地から指定校までの通学距離が2kmを超える場合で、通学距離が短縮できる小学校または義務教育学校への就学を希望するとき ※転居・転入の児童、新1年生に適用	卒業まで(変更後の小学校区の中学校への就学もできます)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、広報津に掲載のイベント等は内容の変更や、中止または延期の可能性があります。参加される場合は各問い合わせ先へ確認をお願いします。

また、イベント等の会場では手指消毒、マスク着用、検温、連絡先の確認などにご協力ください。